

○高橋委員 日本共産党の高橋千鶴子です。きょうは私、十五分しか時間をいただいておりませんので、大変悔しい思いをしております。年金の問題も本当にこのままにはできないと思ってます。朝から本当にいろいろな問題が指摘をされまして、金記録の管理と云うのがいかにござんだつたかというなど、そのことを本当に急いでしうえでほころびが、すればするほど、どんどんどんどん傷口が開いてきてはいる、そういう状況になつてはいるのではないか。それと同時に、二度の強行採決、この国会の運営がさらにつの傷口を開いてはいる、やはり国会の責任も本当に問われてはいる、国民の不信感が国会に対する不信感にもつながつてゐるところを指摘しなければならないと思います。

きょうは時間がないので、これ以上年金の問題を私は指摘しませんが、必ず政府側も整理をして、きちっとした時間をとつて、与野党がみんなで議論をする、そういう場を設けていただきたい。そして同時に、労働三法についても全く審議が不十分であります。また時間が足りません。特に契約法については新法でありますので、各界から参考人も招致してしっかりと議論をするべきであります。(発言する者あり)審議そのものに入つていい、このことをまず強く要望したいと思います。そして同時に、労働三法についても全く審議が不十分であります。また時間が足りません。特に契約法については新法でありますので、各界から参考人も招致してしっかりと議論をするべきであります。(発言する者あり)審議そのものに入つていい、このことをまず強く要望したいと思います。私は、いずれにしても、そのための十分な審議を保障してください。さるようだ、委員長と与党の皆さんに強く要望したいと思います。

したがつて、きょうは、水曜日の続きをやりたいと思います。

六日の委員会では、私、最低賃金について質問しましたんですけども、大臣の御認識が、現状がどうかということがやはり問われると思うんですね。現行六百七十三円では、過労死ラインと言わざる三千時間働くなければ二百萬円を超えない、そういう状態であります。全国最下位の我が青森県や沖縄などでは六百十円ですから、二千二百七十八時間も働くなければ二百萬円にもいかない、これでいいはずがないと思います。

御存じのように、我が党は全国一律千円の最低賃金を主張しておりますし、これについては、ショナルセンターである連合や全労連なども基本的に一致した要求ではないかと思つております。本来、千円であつても、フルタイム労働者が平均

二千時間働くなければ二百萬円には届かないといふのですから、極めて控え目の要求であるし、該外国から見てもまだまだ格差があると思うんですね。ですから、私はそこに向けて抜本的な引き上げをやはりやるべきだと思つていまます。大臣、人間らしく暮らせる賃金とこうことで抜本的に引き上げるということを考えるべきだと思いますが、いかがでしようか。

○柳澤国務大臣 我が国の最低賃金の加重平均のレベルは、今委員が御指摘になつたように六百七十三円という状況にあります。これで、先般委員会は、一日八時間、週休一日をとつて二十二日間勤められた場合には十二万円をちょっと切るというようなレベルもお示しになられました。

私どもは、現行の最低賃金の引き上げを団結す

○朝澤国務大臣　これは非常に難しい問題だた
くいますね。要は、私も地域格差を縮めたい、縮
るべきだという立場でありますけれども、それ
の最低賃金ということでもって実現できるかとい
うことだと、やはりなかなかそれは困難ではない
というふうに思います。やはり、現実はどうか
はどういうなことをやった場合には、やはり経
事が成り立たないということも我々は心配をしな
ければいけない、こういうように思います。
したがつて、私どもは、今回御提案させてい
ただいていることでござりますが、やはり地域別
も、高橋委員のような民族的に大幅に引き上げ
とどうようなことをやった場合には、やはり経
事を基本として、しかも全体として引き上げの方
を実現したい、このように考えておるというこ
とでございます。

○高橋委員　地域格差を縮めたいとは思つてお
られる、ただ、それが単純に最低賃金とは難し
いというふうなお話だったのかなと思うんですね
ども、私は、確かに地域の生計費が、今、物価
違うと言われば、数字で見るとそうだと思う
です、ただ、それをそういうものだとして、
回、地域別賃は、「これまであったにもかか
らず、わざわざ法定化をしたということが、逆
それを固定化、あるいは拡大することになつち
うんだ、それが、地域で低いんだから低いまま
となる形で循環になるのではないか」というこ
のを考えていらるのであります。

に、資料をお配りしました。平成十六年、これは
とも総務委員会で質問したことなんですが、一円
「らばの最賃引き上げがようやつとあつた」という
であります、この三年間の変化を見ますと、
ランクに位置している青森や沖縄などは三年間
ようやつと四円なんですね。Aランクは、東京
差、平成十六年度でいう東京と青森が百四円だ
たのが、十八年度になると百九円とこうようと
うすると、一番高いといふと一番低いといふ
まだわざかとはいふ、引き上げをされてくる。

思ふ。差がどんどん開いていくわけですね。最初から、
めで田安の段階でAからDだとよく言われて、だからこ
をの程度よといふうにやるので、どんどん高いと
ころと低いところの差が開いていく。ですから、
低いところをもうとくつと上げて、仮にそいや、
地域でもう少し上乗せできるんだよということが
あるのであればそれはいいけれども、やはりそこ
にはきちんと縮めるという立場に立つべきではない
かと思うんですね。

四枚目で、連合総研が昨年の四月にアンケート
をとった。労働者の仕事と暮らしだけでのアン
ケートの表をつけておきました。五年間で収入の
差が拡大したと答えた方たちのうち、地方経済の
低迷などにより地域間の収入格差が拡大した、五
七・六%。やはり、ここに一番問題意識を持つて
いるんだということがあると思うんですね。

そこそこ差があるんだからしようがないよという
立場には立たないと云うことが大事なのではない
かと思うんですね。いかがでしようか。

○青木政府参考人 最低賃金の額の決定について
は、これは法律上、三つの要素で決めてください
と。ということで、具体的な額の決定に当たっては、
賃、お話にありました通常の事業の支払い能力、
それから類似労働者の賃金ということになってしま
るわけであります。お触れになりました田安によ
りたしましても、具体的な額の決定に当たっては、
そういうことを勘査して、あんなつてはいるわけ
であります。そういう意味では、地域の実態等を
反映してくるということだらうと思います。

お話をありましたような点については、地域経済
の振興でありますとか地域産業の振興であります
とか、そういうことを通じて地域の経済力を上
げてくふうに思つております。私どもとしては、底上げ戦略と
いうことで、日本全体の底上げを図つてくふうに
うことと一方では対処をしようといふこととで考
えてゐるわけでござります。

最低賃金の決定については、そういう意味で
Dは、今回も基本的な要素と云うものは引き続き維
持をして、これは世界的にもそういうものを勘
案して決定されていふことだらうといふふ
うに思つております。私どもとしては、底上げ戦略と
いうことで、日本全体の底上げを図つてくふうに
うことと一方では対処をしようといふこととで考
えてゐるわけでござります。

○高橋委員 いろいろ説明されましたが、地域格差をこの政府の田安が拡大しているんじゃないかということに対してはお答えがなかった。もうしようがないんだという立場に立つてみると、うううですね。これは、本当に私は問題だと思います。これは強く指摘をしたと思うんですね。

続けて、さつき大臣が答弁された、中小企業への影響といふこともありました。私は、マイナスの話ばかりをしないで、プラスの見方というのをきちんと見るべきだ、そう思うんです。

一枚目の資料につけておきました。時間がいやいませんので、詳しい解説はやりません。労働総研がことしの二月に発表した、例えば、これは千円にしろと言つてゐるのではなく、私たちが要望している千円で試算をした場合ですね。

今、千円未満のパート労働者が幾らいるか、一般労働者が幾らいるかといふことから始まりて、最貧を千円で引き上げたらどうなるかといふことを合計していくと、一兆何がしの賃金増加額になるんだ。それを産業別に割り振つてこつたとき、二兆何がしの賃金増加額のうち、半分は消費に回るだろう、消費に回るといふことは、地域にお金がおりるんだ、地域経済を循環させるんだ、それは結局、中小企業を潤すことに返つてくるじゃないかということで、一兆六千億円の経済波及効果があるといつて試算をされて、これは新聞各紙も報道をいたしました。当然これは産業連関表などを使つていて、一般的にそういうことをやる人には、十分常識的な範囲なわけですね。

ですから、地域の中小企業の労働者の賃金を引き上げると、こうことは地域の経済を潤すことになる、そういう考えは当然持てますね、大臣に伺います。

○柳澤国務大臣 私どもも、一般論としては委員と同じような考え方をとっています。特に、今、日本経済全体を見ても、消費といふものが、例えば輸出あるのは設備投資というものに比べても、もうちょっと強くなつた方がいいな、こういうふうに考へるわけですね。そういう考え方から、やはり何と云つても圧倒的に多い雇用者所得といふものが上がっていくことがその背景をなすべきものだろう、というふういふことは、当然私どもも考へているわけでござります。

しかし、現実の問題として、私どもが最低賃金を引き上げるなどうことは、そうなかなか一般的な経済のマクロ的な論理だけではいかなくて、現実たそぞれの企業の労働コストを引き上げるといふことだけが、マクロ経済の話とミクロの話とは説得的に連関づけられないということあります。まして、私どもは、一般論としては委員が言われるとおりだし、また、この労働総研が発表されたこともわからぬわけではありません。

しかし、現実には、私どもは、中小企業を中心として、この労働コスト増によって事業経営が圧迫されるということが起ることを考えますと、かえつて雇用が失われる面があつて、こうしたことについてば、やや理論的で、あえて言えば非現実的だと言わざるを得ないと考へております。

○高橋委員 非常に非現実的だということで終わらせてしまって、やはりそれは政府のスタンスが問われるんですよ。

きょうは青年たちの実態をお話しさつたんですが、そういう、引き上げると云はながら、本当に現実を全く見ていない、そういう立場に立つていいことないことが本当に責められるべきではないか。引き続いてこのことを審議したいと思いますので、あとはお話を終わります。

○木原(誠)委員

時間がもう数分ですので、最後に、ちょっとと最低賃金法について一つだけお伺いをしておきたいというふうに思います。

今回、三十九年ぶりに最低賃法が改正をされる。このことによって、地域別の最低賃金の制定が義務づけをされる。あるいはまた生活保護との整合性に配慮をしなければいけない、あるいは罰則も強化をされる、こうしたことありますから、その中身については私は多としたいというふうに思っていますし、ぜひこの点も早期に成立をさせなければいけないな、こう思つたわけありますけれども、同時に、やはり法案が成立した後、これもまた実施面というのは大変重要なのは、というふうに思っています。現実にこの最低賃金がすべての労働者に適用されて、すべての人々、国民が最低賃金以上の賃金の支払いを受けるという状況をつくっていくことが重要であろうかというふうに思っています。とりわけ、一部の企業の中には、パートタイマー、パートで働く方や、アルバイトの皆様には最低賃金が適用されないと、いろいろな誤った認識を持たれている方もまだおられますし、労働者の中にも、自分自身が最低賃金が適用されるということを必ずしも十分認識していない方もおられるわけであります。

そういう意味では、今後この最低賃金法が成立をして、最低賃金が一部では引き上げられるんだろう、このように思いますけれども、実際にどのように使用者としてまた労働者双方に最低賃金法の中身を周知し、そしてその実効性を確保していくのか、その点について最後に確認をさせていただきたいというふうに思います。

○青木政府参考人 最低賃金の周知徹底につきましては、この十九年二月に定めました成長力底上げ戦略におきましても、中小企業底上げ戦略の一環として盛り込まれております。最低賃金の国民への広報の推進及び最低賃金遵守のための事業所に対する指導の強化が直ちに取り組むべき施策とされております。このため、今月、最低賃金の連

守に関する集中的な周知広報を行うとともに、また、最低賃金の履行確保を図るための一斉監督もあわせて行つておこなわれます。

周知広報につきましては、政府広報による新聞

局における懸垂幕、リーフレットの配布、公共交通機関におけるボスターの掲示、地方公共団体及び各業界団体における周知への協力依頼なども行っております。一方監督につきましては、最低

賃金に関して問題が多い業種を重点として、全国一万事業場を対象に実施しているところでございます。

最低賃金の履行確保という観点からは、おつしやいましたように、周知広報、監督指導が重要と考えております。今後とも引き続き一生涯命取り組んでまいりたいというふうに思つております。

次に、最低賃金法の改正法案について伺いたいと思います。

改正法案では、地域別最低賃金について、生活保護との整合性を考慮することを明確にしております。この四十年余りにわたりまして改正がなされなかつたわけでありまして、今回の改正はまさに大きな一步だというふうに思ひます。

働く人の最低限度の水準の賃金を保障する最低賃金が、最低限度の生活を保障するために国家が

支給する生活保護を下回るというのは適切ではないと私は思います。今回の改正による生活保護との整合性に配慮するという規定については、最

低賃金審議会、公労使三者構成で成つております。

勤く人の最低限度の水準の賃金を保障する最低賃金が、最低限度の生活を保障するために国家が

支給する生活保護を下回るといふに思ひます。

○青木政府参考人 地域別の最低賃金につきまし

ては、三つの要素、労働者の生計費、それから労働者の生計費、これについで、「生活保護に係る施設との整合性に配慮する」ということを法文上

を考慮して決定するものと現在されております。

改正法案では、この三つの決定基準のうち、労働者の生計費、これについで、「生活保護に係る施設との整合性に配慮する」ということを法文上

を考慮したこととしたわけです。

○青木政府参考人 地域別の最低賃金につきまし

ては、三つの要素、労働者の生計費、それから労働者の生計費、これについで、「生活保護に係る施設との整合性に配慮する」ということを法文上

を考慮したこととしたわけです。

改正法案では、この三つの決定基準のうち、労働者の生計費、これについで、「生活保護に係る施設との整合性に配慮する」ということを法文上

を考慮したこととしたわけです。

○福島委員 この委員会でも前回いろいろと議論がありましたけれども、地域別最低賃金の具体的な額については地方最低賃金審議会の審議により決定される、こうしたことになつているわけあります。今回の法改正がこの地方最低賃金審議会の審議にどうふうに影響を与えていくのか、このことについては政府としても十分なフォローをしなければいけない、着実に最低賃金がこの法

案の改正に盛り込まれた趣旨のように引き上げられしていくかどうかということについて責任を持つていただ必要があるというふうに思ひます。

この点について、どのように政府としてフローしていくのか、御見解をお聞きしたいと思ひます。

○青木政府参考人 最低賃金の具体的な水準につ

きましては、今お触れになりましたように、地方

最低賃金審議会、公労使三者構成で成つております。

今回の法改正が成立した暁には、法改正の趣旨に

沿いまして、まず中央の最低賃金審議会から引き

上げ額の目安が提示されまして、それから各都道府県の地方最低賃金審議会において、これを参考

にしつつ、地域の実情も踏まえて審議が行われ

て、その結果、適切な引き上げ等の措置が講ぜら

れるということになるわけござります。

従来の地方最低賃金審議会の審議におましましては、必ずしもすべての地方最低賃金審議会で生活

保護についての十分な資料が提出されてゐるわけ

でもありません。また、地域によっては、生活保

護との整合性について十分に配慮した審議がなさ

れていないところも見受けられておりました。今

回の法案が成立した暁には、地方最低賃金審議会において、生活保護に関する十分な資料が必ず提出され、その上で法改正の趣旨に沿つた、より適切な審議が行われるということになるわけであ

ります。

そういうことが行われるよう、私どもとして

も、都道府県労働局に対しまして指導を行つてしま

ります。

○福島委員 次に、罰則の規定の問題でございま

す。

使用者が最低賃金を支払わなかつた場合の罰則

について、現行法におきましては、長らく法改正がなされなかつたということもありまして、最高

でも一千万円の罰金が科されるにすぎないようになつております。最低賃金に対する罰金がわずか二万円では、最低賃金違反で人を雇つても、罰金を払う方が安上がりだということもなりかね

ります。今回の法改正がこの地方最低賃金審議会の審議にどうふうに影響を与えていくのか、このことについては政府としても十分なフォローをしなければいけない、着実に最低賃金がこの法

案の改正に盛り込まれた趣旨のように引き上げられていくかどうかということについて責任を持つていただ必要があるというふうに思ひます。

今回の法案におきましては、罰金額の上限を五

実効性の確保の面でこれで十分かどうか、この点についても御認識をお聞きしたいと思います。

○青木政府参考人 最低賃金法の罰則についてでございますが、今委員お触れになりましたよう

に、昭和三十四年の法制淀以来、罰金等臨時措置法による見直しのほか見直しが行われております。

た審議を経て決定されるということであります。

今回の法改正が成立した暁には、法改正の趣旨に

沿いまして、まず中央の最低賃金審議会から引き

上げ額の目安が提示されまして、それから各都道

府県の地方最低賃金審議会において、これを参考

にしつつ、地域の実情も踏まえて審議が行われ

て、その結果、適切な引き上げ等の措置が講ぜら

れるということになるわけござります。

従来の地方最低賃金審議会の審議におましましては、必ずしもすべての地方最低賃金審議会で生活

保護についての十分な資料が提出されてゐるわけ

でもありません。また、地域によっては、生活保

護との整合性について十分に配慮した審議がなさ

れていないところも見受けられておりました。今

回の法案が成立した暁には、地方最低賃金審議会において、生活保護に関する十分な資料が必ず提出され、その上で法改正の趣旨に沿つた、より適

切な審議が行われるということになるわけであ

ります。

そういうことが行われるよう、私どもとして

も、都道府県労働局に対しまして指導を行つてしま

ります。

○福島委員 次に、罰則の規定の問題でございま

す。

使用者が最低賃金を支払わなかつた場合の罰則

について、現行法におきましては、長らく法改正

がなされなかつたということもありまして、最高

でも一千万円の罰金が科されるにすぎないようになつております。最低賃金に対する罰金がわずか

二万円では、最低賃金違反で人を雇つても、罰金

を払う方が安上がりだということもなりかね

ります。今回の法改正がこの地方最低賃金審議会の審議にどうふうに影響を与えていくのか、このことについては政府としても十分なフォローをしなければいけない、着実に最低賃金がこの法

案の改正に盛り込まれた趣旨のように引き上げられていくかどうかということについて責任を持つていただ必要があるというふうに思ひます。

今回の法案におきましては、罰金額の上限を五

ただ、問題は、最低賃金法に違反している事業所、資料で拝見しますと六兆を超えるような数字であるというふうに認識をいたしておりますけれども、必ずしも、現場で働いておられる労働者の方々、みずから地域の最低賃金が一体幾らかよくわからないで働いておられる方も多々おられるんだろうというふうに思います。公益通報制度と

いうものができますけれども、こうした最低賃金に關しての情報、知識、こううのがなけれ

ば、まだ相談するといつことにも至らないわけ

あります。当然、法律の中には、労働者に対して周知する、こういう規定がある

わけがありますけれども、そもそも最低賃金法の違反にもなります。現在、賃金の全額払い違反に係る罰金額の上限が三十万円ということになります。そこで、それよりも、最低賃金不払いに係

る罰金額の上限が低いというような状況でございまして、実質的に、最低賃金法の罰則が機能する場面がない、あるいはほとんどないという状況に

なつております。

このため、罰金額の上限額についても見直しを行つて、罰金を五十万円に引き上げるとどうことになります。

最低賃金の不払いの罪数については、労働基準法における賃金不払いの罪数と同様に、犯意が單

一であると認められないときは各支払い期ごとに及び労働者ごとに一罪が成立するということになつておりますので、この罰金額の上限を五十万円に引き上げることで十分その実効性が確保され

ます。

ただ、そしてまたこういう水準です。こういうことを幅広く知つていただきと、何よりも大事なことであろうというふうに想像します。

今回の法律の改正、一日も早く成立させるべきだと思いますが、同時に周知広報するとい

うことがあります。そこでまた、周知広報するといつう意味で、先ほども政府参考人から御説

明が木原委員に対してもありましたけれども、周知

を図つていく、最低賃金制度がこう変わりま

るわけですが、妥当であるとうに思います。

そういう意味で、先ほども政府参考人から御説

明が木原委員に対してもありましたけれども、周知

を図つていく、最低賃金制度がこう変わりま

るわけですが、妥当であるとうに思います。

○福島委員 ただいまの政府参考人の御説明です

べあ」ととされておりまして、この六月、今月、最低賃金の遵守に関する集中的な周知広報を行つてあるところでござります。

具体的には、政府広報による新聞広告の掲載、あるいはモバイル端末広告の実施、あるいは都道府県労働局における懸垂幕、あるいはリーフレットを二十万部程度用意しまして配布する、あるいは公共交通機関におけるポスターの掲示、あるいは地方公共団体及び各業界団体に対する周知への協力依頼なども行つております。

引き続き、私どもとしては積極的な周知広報に取り組んでまいりたいとふうふうに思つております。

○福島委員 年々、労働組合の組織率といふのは低下していくております。また、雇用形態も多様化している。そういう中でありますと、労働者の方々の権利をどう守つて行くのか、これについては従来の取り組み以上に、個々の働く方々をどうやってエンパワーメントしていくか、こういうことが政府にとって非常に大事だというふうに思ひます。個別労使紛争についての解決のための制度の整備がなされておりますけれども、それもういう一環だらうというふうに思います。そういう意味で、こうした個々の労働者の方々をどういふやうにしてエンパワーメントを進めていくのかと、いうことについて引き続き政府の努力を促したい、そのように思うわけであります。

続いて、就業形態の多様化の一つの象徴といつましても、派遣労働者の増加などがあると思います。今回の最低賃金法の改正法案におきましては、派遣労働者に対する最低賃金の適用關係を改めるとされておりますけれども、派遣労働者に対する最低賃金の適用について、現在の取り扱い、また今回の改正の趣旨について、政府の見解をただしたいと思います。

○青木政府参考人 派遣労働者につきましては、賃金の支払い責任が派遣元事業主でございますので、労働者派遣法の施行時からずっと、派遣元の事業場の所在する地域や産業、これに適用される

最低賃金が適用されるとこうことになつてはいるところでござります。

しかし、このよ

うな取り扱いにつきましては、派遣先の事業場がある地域と派遣元の事業場がある地域が異なる場合、あるいは派遣先の事業場において、派遣労働者が同一の使用者で同じ場所で同じ使用者端に妥当性を欠く低賃金となることがないよう、

産業別がないというような場合に、派遣労働者が派遣先の他の労働者と同じ場所で同じ使用者から指揮命令を受けて現に働いているにもかかわらず、派遣元の事業場の地域別最低賃金とか産業別最低賃金が適用されないとこ

れでございます。そこで、このことについてお

問い合わせたところ踏まえまして、今回改正法案

に於いては、その規定をお願いしているところでござります。

派遣労働者については、現に指揮命令を受けて業務に従事しているのが派遣先でありますので、最低賃金の適用についても、派遣先の事業場の所

在する地域あるいは派遣先の事業場の属する産業の最低賃金を適用することに今般変更することとしたものでござります。

○福島委員 この委員会でも、障害者の授産施設の工賃、賃金についていろいろと議論されておりま

す。

障害によりまして著しく労働能力の低い者や基礎的な認定職業訓練を受ける者に対する最低賃金の適用については、現行法におきましては、都道府県労働局長の許可を受けた場合には適用除外、

このようにされているわけでありますけれども、今回の改正法案におきましては、許可を受けたときには最低賃金を減額して適用する、こういふことに改められているわけであります。

このよう取り扱いとした趣旨につきましては、府の見解をお聞きしたいと思います。

○青木政府参考人 改正法案におきましては、最低賃金の安全網としての機能を強化する観点から、地域別最低賃金については、すべての労働者

の賃金の最低限を保障するものとして、行政機関に決定を義務づけるということになつております。

こうした観点から、最低賃金の適用対象を、が低い労働者についても一般労働者に適用されるべき範囲なものとすることが望ましいといふふうに考えております。減額措置が可能である

た方が労働者保護に資するという立場でございまして、適用除外に係る規定を廃止いたしまして、減額措置を講ずることができる旨の規定を設けました。

なお、現行法におきましては、実際の運用において産業別最低賃金が適用される、派遣元には

産業別がないというような場合に、派遣労働者

にて、適用除外の許可を受けたからといって、極端に妥当性を欠く低賃金となることがないよう、

産業別がないことによる影響を考慮して一定額の減額措置というよう

な規定を設けました。この規定を設けた理由は、

個別に実地調査を

行いまして、その労働者の労働能率等の実態を十分把握した上で慎重に判断を行つ」ととしており

ます。今後ともしっかりと運用をしてまいりたい

と、このように思ひます。

○福島委員 得るだけ幅広く最低賃金法の対象

となります。障害のある方でもしっかりと所得を得できる方がおられることも事実でござります。

これがおられる方向をを目指して頑張つた

ことがあります。そこで、そういう方向をめざして減額の許可に当たりましては、個別に実地調査を

行いまして、その労働者の労働能率等の実態を十分把握した上で慎重に判断を行つ」ととしており

ます。今後ともしっかりと運用をしてまいりたい

と、このように思ひます。

○福島委員 得るだけ幅広く最低賃金法の対象

となります。障害のある方でもしっかりと所得を得

できる方がおられることが事実でござります。

これがおられる方向を目指して頑張つた

ことがあります。そこで、そういう方向をめざして減額の許可に当たりましては、個別に実地調査を

行いまして、その労働者の労働能率等の実態を十分把握した上で慎重に判断を行つ」ととしており

ます。今後ともしっかりと運用をしてまいりたい

と、このように思ひます。

ところうふうに私は思います。

ですから、今回の最低賃金法の改正ところうふうは、私はやるべきだ、当然やるべきだところうふうに思います。がしつかりと守つていけるだけの、そういう業界の実態はない。特に、運輸系の規制緩和の影響をもろに受けているタクシー、トラック、こういう業態については、最低賃法を遵守したいと思つてもなかなか遵守できない、あるいは現場の運転手さんの待遇というものがますます劣化している実態にある、そういうことが現実ではないかといつううに思つております。

そういった意味でも、そもそもその政策の整合性、一方で最低賃金を見直しますよ、上げますよ、特に生活保護との整合性をとるために、私の地元の北海道でも、その乖離がある、それを上げる、それはもう当然の政策でありますけれども、一方で、そういう最賃も守れないような経営実態にある、労働環境にあるという、そつちの規制緩和政策はそのまま競争原理で続けていきますよということが、国の政策として整合性がとれるのかどうかということについて私は甚だ疑問に思つております。

今、タクシーの業界でも、緊急調整措置というのを秋までに検討しようとうなことを考えておられるようでありますけれども、やはり、そもそもその根つこの規制緩和政策というのを考え直さない限り、厚生労働省が打ち出している最低賃法の改正といふことと整合性がとれない、あるいは全部しわ寄せが会社や労働者に及ぶ、そういうことではないかといふうに思つております。

きょうは国土交通省も来ていただけておりますけれども、ハイタク業界を指導する立場から、この規制緩和政策の根幹についてどう考へておられるのか、あるいはこの最賃法改正との整合性をどう考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○樹野政府参考人 樹野政府参考人規制緩和に關しましては、確かに増車がござりますものですから、待ち時間の

短縮でござりますとか、あるいは観光タクシーと

か福祉タクシーとか、多様な運賃とか、そういういろいろどころも、一定の効果も出ていると思います。

ただ、今委員御指摘のように、他方では、例えば事故が起こりますとか、賃金が下がりますとか、苦情が多いとか、いろいろな、そういうマイナス面もあるところことは認識しております。

國土交通省いたしましては、規制緩和につきましては、これをやめてしまうというわけじゃないくて、規制緩和の成果というものを生かしながら、今申し上げたマイナス面をいかに減らしていくかという観点から対応してまいりたいというの

が基本でございます。一つは監査とか処分とか、いわゆる社会的な規制と言われているものを充実していく、厚労省などともタイアップしながら、緊密に連絡をとつてやっていきたいと思っています。

また、タクシーにつきましては、町で出会い頭につかまえるというのが基本でござりますけれども、いわゆる、選ばれる、よいタクシーが選ばれて、悪いタクシーが選ばれないというような形の、選ばれるタクシーというのをつくっていく、そういう基盤整備をしていきたくと思っております。

○石崎委員 時間になりました。
我が国にとって、働く人たちにとって、本当に美しい国になるように、この労働三法、しっかりと魂が入るような改正を心から希望します。

○樹野政府参考人 道路運送法で、規制緩和をしましたときに、緊急調整措置という、一時的に増車をとめるという措置を導入いたしております。そのときの、規制緩和の中に盛り込まれた措置でござりますけれども、特例的、例外的な措置でございます。この発動について少し議論をしてみようということです。内部で議論を始めさせていただいていることです。その議論の推移を見ながら今後検討してまいりたいと思っております。

○石崎委員 時間になりました。

我が国にとって、働く人たちにとって、本当に美しい国になるように、この労働三法、しっかりと魂が入るような改正を心から希望します。

○古屋(範)委員

次に、最低賃金法の一部を改正する法律案について質問をしてまいります。

現在、我が国の最低賃金制度におきまして、大きく分けて、地域別最低賃金また産業別最低賃金、二つの種類の最低賃金が存在をしております。

今回の改正法案では、地域別最低賃金について法定基準の見直しや罰則の強化が盛り込まれております。

おりまして、セーフティーネットとしての機能の強化がされているところであります。一方、産業別最低賃金につきましては、規制改革・民間開放推進三ヵ年計画でも、そのあり方について検討を求められたわけですが、今回の改正法案においては産業別最低賃金についてどのような考え方で見直しを行うこととしたのか、この点についてお伺いいたします。

○齊木政府参考人 まず、最低賃金の第一義的な役割というのは、すべての労働者について賃金の最低限を保障する、そういう安全網でございま

す。この役割は地域別最低賃金が果たすべきものであるというふうに考えております。このため、今般の見直しにおきましては、地域別最低賃金について、お触れになりましたよろしく、各地域ごとに決定することを義務づけるとともに、不払ひに係る罰金の上限額を引き上げなどの見直しを行なうこととしております。

一方、お尋ねの、産業別最低賃金でございますけれども、関係労使のニーシアチブにより設定され、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完する面、それから公正な賃金決定にも資する面、こういった面がございまますので、安全網とは別の役割を果たすものとして見直しを行うこととしたものでございます。

具体的には、産業別最低賃金につきましては、一つは、関係労使の申し出というものを法律上必須の要件といたしました。申し出があつた場合において、必要があると認めたときに決定することができます。最低賃金法の罰則は適用しないということをおいたところでございます。

○古屋(範)委員 中小企業等の関連もございます。きょうは内閣府にもおいでをいただいており

ます。政府におきましては、成長力底上げ戦略におきまして、中小企業の生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるための施策に取り組まれていることだと思います。この最低賃金が、企業の支払い能力から乖離した水準に決定することが不適切で

ある以上、中小企業の生産性を高める、またこれと相まって最低賃金の引き上げに取り組む

ことだと思います。この方に方針につきましては、私も共感するところでございます。

しかしながら、この戦略の成否は実効ある中小企業支援策が講じられるか否かにかかるといふふうに考えます。そこで、この成長力底上げ戦略につきまして、中小企業の生産性向上に向かって取り組みについて、その基本的な考え方、そして、本戦略全般を担当する内閣府からの、これについての取り組みをお伺いしたいと思います。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。御指摘の成長力底上げ戦略でございますが、これは、経済成長を下支えします基礎の向上を図ることにより、働く人全体の所得、生活水準を引き上げつつ格差の固定化を防ぐ、こうふうのものでございます。中小企業底上げ戦略はその中の一つでございまして、御指摘のようだ、働く人の賃金の底上げを図る観点から、中小企業の生産性の向上とともに最低賃金を引き上げるということで、産業政策と雇用政策の一体運用というものを目指すものでございます。

これに関しましては、具体的には、政労使が参

加します円卓会議というのを設置してございま

す。これは国におこしても設置していくこととしまして、各都道府県においても、こうふう形で、地方版の円卓会議を今立ち上げたところでございます。

その中で、特に御指摘の、中小企業の生産性の向上でございますが、まず、全体にわたる共通基盤的な対策としまして、下請過正取引の問題であ

て、基本的な考え方を御説明がございました。やはり中小企業の生産性の向上ということにつきまして、具体的には中小企業庁さんが中心となる

取り組んでいかれることとなると思いま

す。中小企業の生産性向上に向けた具体的な取り組みにつきまして、中小企業庁からの御説明をお伺い願いたいと思います。

(伊藤(信)委員長代理退席、委員長着席)

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

中小企業の生産性向上に向けた取り組みにつきましては、昨日閣議決定されました骨太二〇〇七

あるいは円卓会議におけるまでの御議論を踏まえまして、成長力底上げ戦略の具体的な対策として中小企業生産性向上プロジェクトを実行してまいります。その中で、特に下請過正取引の推進が即効的な方策として重要だと考えておりま

して、業種ごとのガイドラインを策定し、取引価格の決定などにおいて下請事業者に十分配慮するようお願いいたします。

具体的には、下請取引の適正化推進につきまして、三月に甘利大臣みずからが経団連あるいは日本商工会議所に要請いたしました。加えまして、

実は本日ございますが、甘利大臣出席のもと、下請過正取引の推進のためのガイドライン策定検討会を開催したところでございます。まず、七つ

の業種、素材、自動車、産業機械、繊維、情報通信機器、情報サービスそして廣告、この七つの業種につきまして、関係業界の代表、学識経験者などによる審議を行つたところでございます。公正取引委員会にもオブザーバーとして参加していただいております。

さらに、中小企業生産性向上プロジェクトにおきましては、IT導入のためのコンサルティング、あるいは生産性向上特別指導員による経営指導などによるIT化、機械化、経営改善、それから中小企業の事業再生などの取り組みも推進進めています。

そこで、特に御指摘の、中小企業の生産性の向上でございますが、まず、全体にわたる共通基盤的な対策としまして、下請過正取引の問題であ

る規への転換、こうふうことを考えましても、やはり重要な観点であると認識をいたしております。

中小企業の生産性向上は大変に大きくなりかぎを握るのは中小企業であろうといふふうに考えております。ぜひ、この生産性向上は大きく推進されることが必要というふうに考えます。

最後になります。大臣にお伺いいたします。

この最低賃金の引き上げに向けました環境整備は極めて重要な観点であると認識をいたしております。こうした取り組みも含めまして、今後、最低賃金の引き上げについて大臣のお考えをお伺いいたします。

○柳澤國務大臣 今回の国会におきましては、私ども、今の労働市場に起こっておりますいろいろな問題について総合的な取り組みをさせていただ

くことなどで、大本、あるいは勘定の仕方にあります。そこで、特に下請過正取引の推進が即効的な方策として重要だと考えておりまして、業種ごとのガイドラインを策定し、取引価格

の決定などにおいて下請事業者に十分配慮するようお願いいたします。

その中で、特に非正規を含みます労働者が、いわゆる労働の形態というものが、あるいは雇用の形態というものがどういうものであつても、安心

納得して働ける、そういうふうな条件のもとで働くことだけが、こうふう考え方の上で最低賃金の見直しとこうものを打ち出させていただいている次第でございます。

そこで、特に労働者の形態というものがどういうものであつても、安心納得して働ける、そういうふうな条件のもとで働くことだけが、こうふう考え方の上で最低賃金の見直しとこうものを打ち出させていただいている次第でございます。

最低賃金法の改正法案におきましては、最低賃金といふものがセーフティーネットである、安全網である、こうふう観点に立ちまして、具体的な最低賃金の決め方というものは、地域別の最低賃金でございますので、これについて、その水準を決める際には、生活保護との整合性を考慮して決定

するということを今度の改正で明確にさせていただいているところでございます。

そして、我々の法律案といふものは、そういうふうにいうことで、生活保護の施策との整合性ということをうたわせていただいているわけでございま

に導いていきたい、ぜひそれを実現したい、これが
こうことを考えていいるわけではありません。
そういうことを可能にするものは何かといえ
ば、これは具体的には中小企業を中心とするわけ
ですけれども、やはり生産性の向上というものが
なければ、これはなかなか実現できない、こういう
考え方があるわけでございまして、そういう中
長期的な観点から、今委員が内閣府の政府参考人
等と御議論をいただきましたように、成長力底上
げ戦略推進ということを新しい政策として打ち出
しているわけでございます。そういう戦略の推進
を、具体的には円卓会議というものを組み立てま
して、そこに政労使の代表とも加わつてもらつ
て、その中長期的な生産性向上を踏まえた最低賃
金の引き上げの方針について合意をしてもらひ、
こういうことで、この円卓会議を運営させていた
だいてあるわけでござります。
その合意を踏まえて、最低賃金の中長期的な引
き上げに関して、これは今、下請の代金について
産業政策の面から非常に積極的な取り組みを経産
省がしてくださる、こういう答弁があつたわけで
すけれども、そういうた産業政策と私どもの雇用
政策とが一体となつてこれを実現していく、こう
いう政策展開を考えているわけでございまして、
この中長期的な生産性に見合つた最低賃金とどう
ものがそういう取り組みの成果として実現され
る、というふうなことを期待いたしてみるとどうい
うやうござる。